

# 廃棄物再生事業者登録の手引き

令和6年4月

茨城県県民生活環境部資源循環推進課

# 目 次

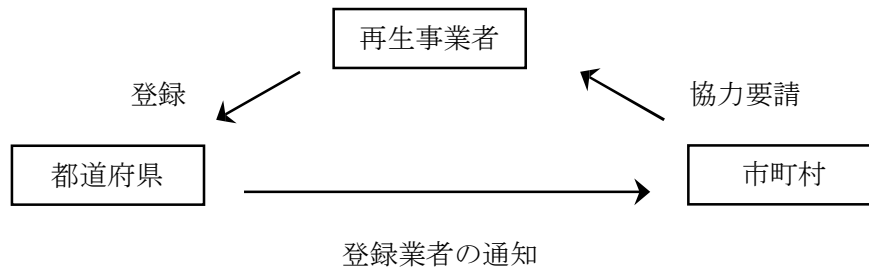
1	廃棄物再生事業者の登録について	
1-1	制度概要	1
1-2	登録要件	2
1-3	登録手続	4
1-4	申請書類	5
2	登録後の手続	7
3	根拠法令	
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	8
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）	9
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）	10
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について 〔衛環第233号：厚生省通知〕（抜粋）	11

## 1-1 制度概要

根 拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
<p>(廃棄物再生事業者)</p> <p>第20条の2 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>3 第1項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。</p> <p>4 市町村は、第1項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。</p>	

廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物の減量化・再生の促進のため、

- ①一定の要件を満たした事業場を登録することにより、優良業者の育成を図る。
- ②登録を受けた業者に対し、区市町村が必要な協力を求めることが出来るという法律の枠組みをつくることにより、区市町村と廃棄物再生事業者との連携・協力体制をつくらうとするものです。



### (注意事項)

- ・登録は「受けることができる」ものであり、登録を受けないで事業を行うことは可能です
- ・但し、登録を受けないで「登録廃棄物再生事業者」の名称を用いた場合は罰せられます
- ・また、廃棄物処理業等の許可が必要な場合は、この登録を受けることによって許可不要となるものではありません

## 1-2 登録要件

1	廃棄物の再生を業として営んでいること
---	--------------------

この制度は、現に廃棄物の再生を業として営んでいる優良な業者を登録するものです。業として営むために必要な各種許可等は登録前に取得していなければなりません。古紙、金属くず、空き瓶類、古繊維のみを取り扱う業者以外の方は、登録の際、一般廃棄物又は産業廃棄物処理業の許可を確認します。

また、ここでいう「廃棄物」は一般廃棄物に限りません。産業廃棄物も含まれます。廃棄物と有価物の両方を扱っている場合や、市況の変動により有価物となることがある廃棄物を扱っている場合も対象となります。

なお、この場合の「再生」とは、「処分」の一形態として廃棄物を「再生」することですので、収集運搬のみを業として営んでいる場合や有価物のみ取り扱っている場合などは、登録の対象になりません。

2	事業場が茨城県内にあること
---	---------------

登録は事業場ごとに行います。本社が県内で、事業場が他都道府県にある場合、その事業場のある都道府県において登録することになります。

本社が他都道府県で、事業場が県内にある場合は茨城県で登録を行います。また、県内に複数ある事業場を登録する場合は、事業場ごとに登録の申請を行ってください。

3	廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散のおそれのない保管施設を有すること
---	--------------------------------------

保管する廃棄物の種類や数量に応じた適切なものであることが必要です。

4	廃棄物の再生に適する施設を有すること
---	--------------------

「廃棄物の再生に適する施設」は、品目ごとに次のように規定されています。

廃棄物の種類	必要な施設
古紙	選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設
金属くず	磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を適正に選別する施設及び再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破砕、圧縮等の加工をする施設
空き瓶	カレットを色別に適正に選別する施設及びカレットから不純物を選別し除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設
古繊維	選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する施設
その他の廃棄物	取り扱う廃棄物の再生に適する施設

※ 一般廃棄物の再生を一日当たり5トン以上の処理能力を有する施設で行う場合、一般廃棄物処理施設の許可が必要となります。

※ 産業廃棄物の再生を廃棄物処理法第15条に定める施設で行う場合、産業廃棄物処理施設の許可が必要となります。

5	運搬施設を有すること
---	------------

廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設が必要です。

6	事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること
---	--------------------------------

貸借対照表、損益計算書、納税証明書、業務経歴等で個々に確認します。

7	その他、事業を適正に行うことが出来るものであること
---	---------------------------

## 1-3 登録手続

1	相 談
---	-----

- ・申請前に事前相談をしてください。
- ・受付時間は9：00～17：00です。（ご来庁の際は、あらかじめ電話でご予約願います）
- ・申請書等については、茨城県ホームページよりダウンロードして作成してください。

**【相談・申請先】**

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県県民生活環境部資源循環推進課

電話：029-301-3020（直通）

2	申 請
---	-----

- ・窓口で受け付けます。（ご来庁の際は、あらかじめ電話でご予約願います）
- ・必要書類（次頁参照）を揃えて窓口に提出してください。
- ・登録申請手数料40,000円は、茨城県収入証紙により納付していただきます。

（茨城県収入証紙購入場所）

<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/chizu.html>

3	審 査
---	-----

- ・審査には1か月程度かかります。
- ・審査中、不明な点について電話にて問い合わせをする場合があります。
- ・現地審査は、日時等打合せのうえ行います。

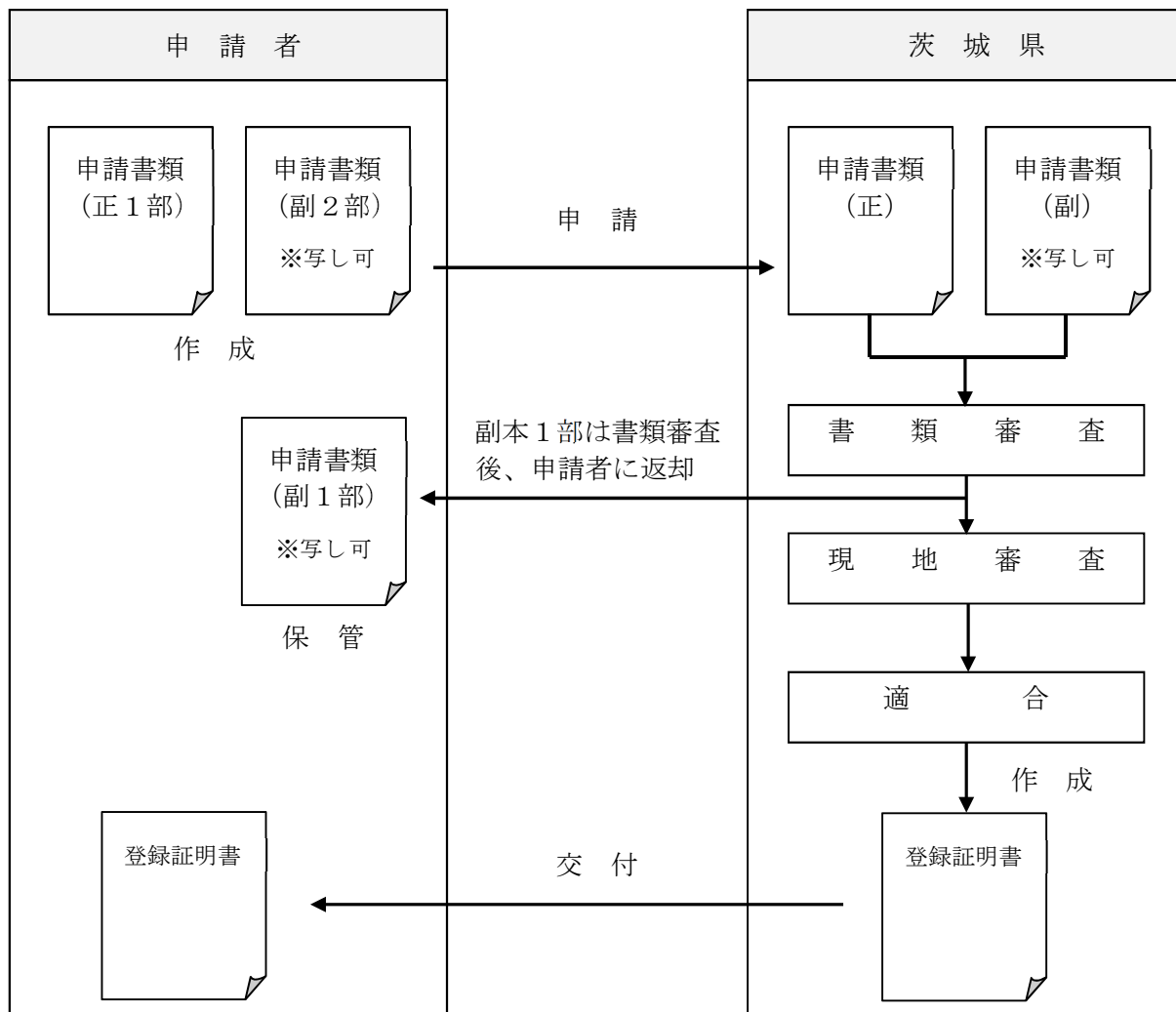
## 1-4 申請書類

登録申請時の提出書類は「廃棄物再生事業者登録申請書」（様式第 33 号）と次にある添付書類のとおり、正副 3 部を提出してください。

なお、申請する事業場が 2 ヶ所以上ある場合は、事業場ごとに作成してください。

添付書類		留意事項
1	印鑑登録証明書	・発行の日から 3 ヶ月以内の原本を添付する。
2	定款(又は寄付行為)	・法人の場合、添付する。 ・事業目的に廃棄物再生事業に係る記載があること。
3	申請者の法人登記簿	・法人の場合、発行の日から 3 ヶ月以内の原本を添付する。 ・事業目的に廃棄物再生事業に係る記載があること。
4	住民票 (本籍記載のもの)	・個人の場合、代表者について添付する。 ・発行の日から 3 ヶ月以内の原本を添付する。
5	事業経歴書	・業務に係る経歴等を記載する。
6	事業計画概要書	・登録申請する理由、事業の概要を記載する。
7	役員及び従業員名簿	・法人の場合、監査役も記載する。
8	排出事業者一覧	・廃棄物の引受先の事業者を記載する。
9	再生利用事業者一覧	・処理後廃棄物の販売先の事業者を記載する。
10	事業に供する施設概要書	・処理施設等の概要を記載する。
11	施設に係る図面	・構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を添付する。
12	施設等の写真	・事業に供する施設、車輛等の写真を添付する。
13	自動車検査証	・写しを添付する。
14	土地登記簿謄本	・発行の日から 3 ヶ月以内の原本を添付する。
15	土地賃貸(使用)契約書	・申請者が所有権を有しない場合、添付する。
16	土地公図	・写しを添付する。
17	事業場の見取図	・見取図に事業場を記載し所在地を表示する。
18	一般・産業廃棄物処理業 許可証	・申請者が許可を取得している場合、写しを添付する。
19	古物営業許可証	・申請者が許可を取得している場合、写しを添付する。
20	貸借対照表・損益計算書	・法人の場合、税務署に提出した確定申告書附属を直前 3 ヶ年分添付する。
21	法人税の納税証明書	・法人の場合、税務署発行証明書(その 1)を直前 3 ヶ年分添付する。 ・発行の日から 3 ヶ月以内の原本を添付する。
22	所得税の納税証明書	・個人の場合、税務署発行証明書(その 1)を直前 3 ヶ年分添付する。 ・発行の日から 3 ヶ月以内の原本を添付する。
23	今後 5 ヶ年の収支計画書	・上記 21, 22 の証明書において納税額が無の場合、添付する。
24	直前 2 ヶ年分の受入販売 実績	・月ベースによる受入・販売実績表を添付する。

# 交付までのフロー図





## 2 登録後の手続き

1	登録申請事項変更
---	----------

登録時の申請事項から変更が生じた場合は、「廃棄物再生事業者登録変更届出書」（様式第36号）により、（旧）登録証明書と変更内容を証明する書類を添付して30日以内に届け出てください。

変更内容と添付書類の例

変更内容	添付書類
代表者、名称、住所・主たる事務所の所在地変更等	法人は定款及び登記事項証明書、 個人は住民票の写し
廃棄物の再生に係る事業の内容の変更	変更した事業の事業計画概要を示す書類
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要の変更	変更内容を記載した平面図、立面図、断面図及び構造図

※その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります

2	事業場の廃止・休止及び再開
---	---------------

事業場の廃止、休止及び再開するときには、「廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届出書」（様式第37号）により30日以内に届け出てください。

なお、事業場の廃止の際には、登録証明書を返納してください。

3	紛失・き損したとき
---	-----------

証明書を紛失、またはき損したときは、「廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書」（様式第35号）により、（旧）登録証明書を添付して再交付の申請を行ってください。

4	登録の取り消し
---	---------

登録基準に適合しなくなったとき又は変更等の届出をしなかったときは、法施行令第22条の規定により登録を取り消すことがあります。

### 3 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物再生事業者）

**第二十条の二** 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。

4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

**第三十四条** 第二十条の二第三項の規定に違反して、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（廃棄物再生事業者の登録）

**第十七条** 法第二十条の二第一項に規定する廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、同項の登録（以下「登録」という。）を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 事務所及び事業場の所在地
- 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 四 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要
- 五 廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料

2 前項の申請書には、事業場の図面その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録）

**第十八条** 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請があったときは、廃棄物再生事業者の事業の用に供する施設その他の事項が法第二十条の二第一項の環境省令で定める基準に適合しない場合を除いて、登録をしなければならない。

（登録証明書）

**第十九条** 都道府県知事は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより登録証明書を交付するものとする。

（変更の届出）

**第二十条** 登録を受けた廃棄物再生事業者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）は、第十七条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に変更があったときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（休廃止の届出）

**第二十一条** 登録廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（登録の取消し）

**第二十二条** 都道府県知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 その事業の用に供する施設その他の事項が法第二十条の二第一項の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 二 前二条の規定による届出をしなかったとき。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（廃棄物再生事業者の登録基準）

**第十六条の二** 法第二十条の二第一項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
- 二 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。
  - イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設
  - ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
  - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
  - ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
  - ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設
- 三 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- 四 事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 五 その他事業を適切に行うことができる者であること。

（廃棄物再生事業者の登録）

**第十六条の三** 令第十七条第二項の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 三 法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 四 個人である場合には、住民票の写し
- 五 業務経歴を記載した書類
- 六 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

（登録証明書）

**第十六条の四** 都道府県知事は、令第十九条の登録証明書に、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業場の所在地
- 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 四 登録の年月日及び登録番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について（抜粋）

（衛環第233号 平成4年8月13日）

#### 第四 廃棄物再生事業者に関する事項

##### 一 廃棄物再生事業者の登録基準等

- （1）登録に必要な施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第16条の2第2号イからホに掲げる施設のうち、再生の対象となる廃棄物の種類に応じた施設並びに当該廃棄物の種類がいずれの場合にあっても共通して必要な同条第1号に規定する保管施設及び同条第3号に規定する運搬施設であること。
- （2）同条第1号に規定する保管施設は、屋根及び壁を有することを要件とするものではないが、保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであること。
- （3）同条第2号イに掲げる梱包施設とは、選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設をいうこと。
- （4）同条第2号ロに掲げる選別施設とは、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設をいうこと。
- （5）同条第2号ロに掲げる加工施設とは、再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等をいうこと。
- （6）同条第2号ハに掲げる選別施設とは、カレットを色別を選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設をいうこと。
- （7）同条第2号ニに掲げる裁断施設とは、選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する施設をいうこと。
- （8）施設は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならないこと。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、所有と同様に取り扱って差し支えないこと。
- （9）経理的基礎については、申請書に記載された経理的基礎に関する資料、業務経歴を記載した書類等により確認すること。
- （10）廃棄物の再生に係る事業の内容、事業の用に供する施設に変更がある旨の届出があった場合には、変更後も登録基準に適合することを確認すること。
- （11）廃棄物再生事業者の登録について、金属くず回収業者から当該申請を受けた場合は、都道府県公安委員会とも必要に応じ連絡調整を図りつつ、適切に対応されたいこと。